

公調委平成24年（セ）第4号 岩国市におけるポンプ場建設工事による騒音・振動・地盤沈下被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、金6740万2000円を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、被申請人が設置した排水施設であるポンプ場の改修工事により、近隣に居住していた亡a（以下「亡a」という。）所有の土地の地盤が沈下し、同土地上の建物が損傷するとともに、工事の騒音及び振動により申請人及び亡aが精神的苦痛を被ったとして、亡aの相続人の一人である申請人が、被申請人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実

乙第1, 2号証, 文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

(1) 当事者等

ア 亡aは、被申請人の排水施設であるdポンプ場に近接する別紙物件目録1ないし4記載の土地建物（以下「本件不動産」という。）を所有し、同

目録2記載の建物（以下「亡a宅」という。）に配偶者である申請人と居住していた。

申請人代理人及びbは、申請人と亡aの子である。

亡aは、同目録3及び4記載の各建物（以下、それぞれ「本件南側貸家」、「本件西側貸家」といい、これらと亡a宅を併せて「本件各建物」という。）を賃貸していた。

イ 被申請人は、山口県岩国市内を流れる二級河川c川河口部の三角州内の低地であり、かつ海側に米軍基地が設置されて瀬戸内海への排水経路が失われたため、降雨の際に浸水被害を受けやすい岩国市d地区の雨水をc川の分流であるe川に排水する目的で、岩国市〇〇所在のdポンプ場を設置・管理している。

(2) dポンプ場の改修工事の実施

ア 被申請人は、dポンプ場の隣に新たなポンプ施設を建設する工事（以下「本件改修工事」という。）を実施することとし、平成10年10月28日ころから平成13年12月ころまでの間、これを実施した。

イ 上記工事を請け負った建設会社は、平成10年10月28日ころから平成11年10月3日ころまでの間、土木工事（以下「本件土木工事」という。）を実施した。そのうち平成10年11月10日ころから遅くとも平成11年1月15日ころまでの間、ウォータージェットを併用して鋼矢板を圧入し、平成10年12月13日から同月21日までの間、コンクリートブレイカーを使用して従前のポンプ施設の基礎コンクリートを解体した。

(3) 民事調停に至るまでの経緯とその結果等

ア 申請人、亡a及びbは、本件土木工事が開始されると、建設会社や被申請人に対して工事の騒音等に関する苦情を申し入れるとともに、写真を撮影するなどして工事の状況を記録し、平成11年6月2日には建設会社に対して亡a宅又は本件西側貸家の土間や別紙物件目録1記載の土地（以下

「本件土地」という。) 上のブロックがひび割れた旨を告げるなどした(甲1)。

イ 申請人及び亡 a は、本件改修工事のうち平成12年10月中旬から開始された工事に先立って本件不動産を訪れた被申請人職員らに対し、本件各建物等にひび割れ等の損傷が生じている旨を告げた。

ウ 申請人代理人は、亡 a 及び申請人の意向を受けて被申請人との交渉に関与するようになり、平成13年3月1日、同月2日、同月5日及び同月6日の4回にわたって岩国市役所庁舎を訪れ、被申請人職員らと面談した。申請人代理人は、本件改修工事によって本件土地の地盤が沈下し、本件各建物に損傷が生じている旨を主張した上、①本件土地の地盤を調査して原状回復が可能であれば地盤の改良工事を行い、原状回復が困難であればその余の対策を検討すること、②いずれにせよ本件各建物を建て替えること、③本件各建物の建替えに付随する費用、借家人に対する立退料、本件南側貸家及び本件西側貸家をいずれも建て替えて再度賃料が得られるようになるまでの間の賃料を填補することなどを要求した。これに対し、被申請人職員らは、①これまでに本件各建物の調査をしておらず、現状も確認できていないこと、地震等による影響も考えられることから、同年6月ころに実施する予定の家屋調査の結果を待って協議したい、②地盤沈下は生じていないと考えられ、事前調査をしていないので、本件改修工事前の状態より沈下しているか否かを判定することはできないが、現状を測量することも考えられる旨を回答した。

エ 申請人代理人は、平成13年3月23日、知り合いの地質専門家から、地質調査等を業とする建設コンサルタント会社である株式会社 f を紹介され、同年4月ころに本件不動産に係る被害問題への関与を依頼した。

オ 亡 a は、平成13年5月28日、心筋梗塞を発症し、約3か月間入院することになった。申請人代理人は、このころ、被申請人からポンプ施設や

仮設鋼矢板の配置図，平成9年11月に作成されたボーリング調査の調査結果報告書，その他の資料の送付及び工法に関する情報提供等を受け，これらを検討した株式会社fから，平成13年7月ころ，「g邸敷地周辺の変状調査報告書」（甲2。以下「本件報告書」という。）を受領した。

なお，本件報告書には，被申請人から提供を受けた複数の資料に加え，申請人と亡aが指摘するdポンプ場付近の地盤沈下の状況，本件南側貸家及び亡a宅の土間コンクリート等に生じた亀裂の状況，申請人と亡aが指摘する沈下や亀裂の発生時期と本件改修工事の工程等に照らすと，本件土地には，本件土木工事の際の地下水のくみ上げによる地下水位の低下に起因する圧密沈下が生じており，これによって本件南側貸家及び亡a宅に被害が生じている旨が記載されている。

カ h 弁護士（以下「h 弁護士」という。）は，申請人代理人から委任を受け，平成13年8月22日付けで，被申請人に対し，建築専門家の意見によると本件各建物の被害は本件改修工事による地盤の不等沈下によるものと考えられること，本件不動産の被害に対する被申請人の早急な対応を要望することなどを記載した文書を送付した。

キ 亡a，申請人ら（申請人，申請人代理人，bのこと。以下同じ。）及び被申請人は，h 弁護士を介して調査事項と調査日時を調整の上，本件改修工事が竣工した後の平成14年2月27日，同月28日及び同年3月5日に本件各建物の現況を調査した。なお，当該調査には，申請人側からは，亡a及び申請人らから依頼を受けた建築士等が，被申請人側からは，被申請人職員のほか，被申請人から依頼を受けた補償業務についてのコンサルタントを行っていた株式会社iの担当者が立ち会った。

株式会社iが作成した上記調査に係る調査書には，亡a宅の基礎に2か所のクラック，束石と束との間に若干の隙間等が見られることなど本件各建物の現況が記載されていたが，いずれの状況も本件改修工事に起因する

ものとは確定できない旨が記載されている。

ク 被申請人は、平成14年7月29日ころ、事前調査を行っていないため建物の現況が本件改修工事に起因するものと確定することができず、被申請人において最終的な判断をすることはできない旨の送付文書とともに、上記調査書をh弁護士に送付した。

ケ 亡aは、平成16年6月9日、j弁護士（以下「j弁護士」という。）を申立人代理人として、岩国簡易裁判所に対し、被申請人を相手方として、本件改修工事の騒音及び振動により心筋梗塞を発症し、精神的苦痛を被ったこと、本件土木工事において鋼矢板を打設した後に行われた地下水のくみ上げにより地下水位が低下して本件土地に地盤沈下が生じ、本件各建物が損傷して損害を被ったことを理由に相当額の金員の支払を求める民事調停（以下「本件調停」という。）を申し立てた。

コ 本件調停においては、当事者双方から調査結果が提出されたが、被申請人は、各書面を検討した結果、本件土地は、深度1.5m付近までに地耐力の不足する軟弱地盤層があり、地上に建築する建物の基礎をいわゆるベタ基礎とすることが必要とされる土地であるが、本件各建物の基礎は、亡a宅が礎石及びコンクリート布基礎、本件西側貸家がコンクリートブロック基礎、本件南側貸家がコンクリート布基礎であって、いずれも本件土地上に建築する建物の基礎としては不相当なものであり、経年変化や地震等によって本件各建物に不具合等が生じる可能性が高いため、本件改修工事開始前の調査が行われていない本件各建物の現状について本件改修工事との因果関係や被申請人の責任を認めることは困難であるとの結論に達し、そのような検討結果を記載した文書を岩国簡易裁判所に送付した後、平成17年12月12日の第5回調停期日を欠席した。

亡aは、同期日には欠席し、j弁護士のみが出席した。同日、本件調停は不成立となった。

(4) 民事訴訟の結果等

ア 亡 a は、平成 20 年 8 月 29 日、山口地方裁判所岩国支部に対し、j 弁護士を訴訟代理人として（委任状は平成 18 年 7 月 12 日付け）、本件土木工事で鋼矢板を打設した後に行われた地下水のくみ上げにより地下水位が低下し、これに伴って本件土地に不等沈下が生じ、本件各建物に被害が生じたこと、鋼矢板の打設や掘削により生じた土砂の運搬といった本件土木工事の作業により生じた騒音と振動によって心筋梗塞を発症したことについての損害賠償（地盤改良工事費 2752 万 2000 円、建物修繕工事費 3200 万円、慰謝料 200 万円、弁護士費用 600 万円）を求め、被申請人を被告とする国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求訴訟（以下「本件民事訴訟」という。）を提起した。

亡 a は、本件民事訴訟提起後、上記主張を裏付ける証拠として、本件報告書（甲 2）のほか本件調停で提出された調査結果を証拠として提出した。

（乙 6）

イ その後、亡 a は、平成 21 年 4 月 18 日に死亡し、申請人らは、本件民事訴訟を承継した。また、申請人は、本件不動産を相続し、亡 a 宅に居住を続けている。（甲 10 ないし 12 の 2、乙 8）

ウ 被申請人は、本件民事訴訟の口頭弁論期日（平成 23 年 7 月 22 日）において、申請人らに対し、申請人らの主張するすべての損害賠償請求権について消滅時効を援用するとの意思表示をした。

エ 本件民事訴訟第 1 審判決は、平成 23 年 11 月 25 日、亡 a が、被申請人から受領した調査結果及び本件報告書を論拠に、h 弁護士を通じて被申請人に工事に起因する地盤沈下に係る被害への対応を求め、平成 16 年 6 月 9 日には j 弁護士が申立人代理人となって被申請人に損害賠償を求める本件調停を申し立てたことなどから、本件土地の地盤沈下やこれに伴う本件各建物の損傷が存在すること、これらは被申請人が発注した本件改修工

事（特に本件土木工事）に工法の選択等の誤りがあったため生じたと考えられることを、遅くとも、本件報告書を論拠に被申請人に対して損害の賠償を求める本件調停を申し立てた平成16年6月9日までには、加害者に対する賠償請求をすることが事実上可能な程度に認識していたと認めるとともに、申請人らの時効援用権の濫用についての主張を排斥し、消滅時効の成立を認め、申請人らの請求をいずれも棄却した。

オ 申請人らは、広島高等裁判所に対し、控訴した。同裁判所は、平成24年5月10日に口頭弁論を終結し、同年6月14日、亡aが、遅くとも本件調停を申し立てた平成16年6月9日までには、地盤の変状による本件不動産の損傷という損害の発生及びこれが被申請人の行った本件土木工事によるものであるとの認識を有していたものと認められると判断して、消滅時効の起算点を平成16年6月9日であると認めるのが相当であるとし、さらに被申請人の消滅時効の援用が信義に反し、権利の濫用に当たるとの申請人らの主張等を排斥した上、申請人らの控訴を棄却した。

カ 申請人は、平成24年6月15日、本件裁定申請をした。

キ 申請人らは、平成24年6月28日付けで、最高裁判所に対し、上告提起・上告受理の申立てをした。

同裁判所は、平成25年6月28日、上告棄却・不受理決定をし、第2審判決が確定した（以下「確定判決」という。）。（乙3、乙9）

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 被申請人の不法行為の成否

【申請人の主張】

ア 被申請人職員は、工事によって周辺に地盤沈下を含む地盤変状やこれに伴う家屋の損傷が発生することを防止するために適切な工法を選択すべき職務上の注意義務があるにもかかわらず、これを怠り、本件土木工事の土留工の際にウォータージェットを併用して鋼矢板を圧入する工法を選択し

たが、これは付近の地盤の状況に照らして不適切な工法であった。

イ 被申請人職員は、工事の騒音や振動による被害が発生することを防止するために適切な工法を選択すべき職務上の注意義務があるにもかかわらず、これを怠り、本件土木工事において既存の基礎コンクリートを解体する際にコンクリートブレーカーを使用する工法を選択したが、これは不適切な工法であった。

【被申請人の認否】

申請人の主張は否認ないし争う。

(2) 被申請人の不法行為と因果関係のある損害

【申請人の主張】

本件裁定申請のうち、地盤改良工事費、建物修繕工事費については本件民事訴訟と同じ内容である。また、本件裁定申請は、申請人固有の慰謝料を除き、亡 a の相続人として損害賠償の支払を求めるものである。

ア 地盤改良工事費 2752万2000円

被申請人は、本件土木工事の土留工の際にウォータージェットを併用して鋼矢板を圧入する工法を選択したが、このウォータージェットにより地盤がかく乱されたため、本件土地に地盤沈下を含む地盤変状が生じ、本件土地の地盤の強度は著しく低下した。地盤を改良するための費用は、2752万2000円を下らない。

イ 建物修繕工事費 3200万円、仮設工事費等 300万円

上記の地盤のかく乱により生じた本件土地の地盤沈下を含む地盤変状によって、本件各建物の基礎部分や外壁等に亀裂が生じた。これを修繕するための費用は、3200万円を下らない。

また、仮設工事費、解体工事費、諸経費は300万円を下らない。

ウ 賃料相当損害金 288万円

本件南側貸家は本件改修工事による影響が大きく、借家人は、修理が難

しい旨を伝えると本件南側貸家から退去した。その後、本件南側貸家は空き家のままである。賃料相当損害金として責任裁定申請時より6年間さかのぼった288万円（1か月4万円の72か月分）を求める。

エ 慰謝料 200万円

亡aは、本件改修工事の騒音及び振動、鋼矢板圧入工法による本件土地の地盤変状及びこれに伴う本件各建物の損傷によって精神的苦痛を被り、平成13年5月28日には心筋梗塞を発症し、平成14年には身体障害者程度等級表1級に該当する心臓機能障害を有すると認定された。

また、申請人も本件改修工事の騒音及び振動により精神的苦痛を被った。

亡a及び申請人が被った精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は合計200万円を下らない。

【被申請人の認否】

申請人の主張は否認ないし争う。

(3) 確定判決の存在と消滅時効の起算点・完成

【被申請人の主張】

ア 本件裁定申請のうち、申請人が亡aの損害賠償請求権を相続した部分については、本件民事訴訟における損害賠償請求権と同一であるところ、本件民事訴訟において申請人らと被申請人との間に同損害賠償請求権が存在しないことが確定しているのであるから、亡aの損害賠償請求権を相続したとされる部分は、直ちに棄却されるべきである。

仮に本件民事訴訟と審理の対象である損害賠償請求権が同一でない部分があるとしても、遅くとも平成16年6月9日までに申請人は「損害及び加害者を知った」ということができるから、上記損害賠償請求権の消滅時効は、3年後の平成19年6月9日が経過したことにより完成した。

イ 本件民事訴訟と異なる申請人固有の慰謝料請求権についても、亡aの損害賠償請求権と同様に消滅時効が完成した。

ウ 被申請人は、第1回審問期日（平成26年4月17日）において、消滅時効を援用するとの意思表示をした。

【申請人の認否】

被申請人の主張アイは争う。

なお、消滅時効の援用について、被申請人は自治体であるのに対し、申請人は高齢で、申請人代理人も遠隔地に住んでいて、証拠収集能力に違いがあり、消滅時効の判断でもそれを考慮すべきである。

第3 当裁定委員会の判断

1 申請人が亡 a から相続した損害賠償請求権について

(1) 本件民事訴訟と費目が共通の請求について

前記第2の1で認定した事実によれば、亡 a の相続人として本件民事訴訟を承継した申請人らが、本件民事訴訟において、本件土木工事によって本件土地の地盤沈下やこれに伴う本件各建物に被害が生じたと主張して地盤改良工事費及び建物修繕工事費の支払を求め、本件改修工事の作業により生じた騒音と振動によって亡 a が心筋梗塞を発症したなどと主張して慰謝料の支払を求めていたところ、本件裁定申請も亡 a の相続人である申請人が、本件民事訴訟と同様に地盤改良工事費、建物修繕工事費、慰謝料の支払を求める部分がある。

これらの請求の基礎となる不法行為の原因としての本件改修工事、被侵害利益の内容である地盤沈下と各建物の被害は同一であるから、審理の対象となる損害賠償請求権は同一である（なお、本件民事訴訟では国家賠償法1条1項が、本件裁定申請では民法709条、710条が選択されているが、いずれも国の違法行為による損害賠償を求めるに当たっての法的観点の相違にすぎないから、請求権の個数や同一性を左右するものではない。）。

そして、亡 a の損害賠償請求権は、最終的な紛争処理機関である裁判所において時効により消滅したものと判断されており、その内容が既に確定して

いる。

(2) 仮設工事費等，賃料相当損害金の請求について

これに対し，仮設工事費等，賃料相当損害金については，本件民事訴訟において請求されていなかった。

しかし，仮設工事費等，賃料相当損害金の賠償請求権も本件改修工事による違法行為に基づく 1 個の損害賠償請求権の一部であるから，亡 a が本件民事訴訟においてこれらを請求することができなかったという事情がなければ，上記(1)と同様に消滅したことになる。

そこで検討するに，証拠（乙 1， 2， 6， 7）によれば，亡 a は，本件民事訴訟において，損害の費目を特定して請求していたものの，仮設工事費等，賃料相当損害金はいずれも本件各建物の損傷に基づく損害であるところ，仮設工事費等は，本件各建物の修繕の際に要する費用であるから，本件民事訴訟においても建物修繕工事費とともに請求することが可能であったといえ，また，賃料相当損害金も本件南側貸家が本件裁定申請時（平成 24 年 6 月 15 日）の 6 年前から空き家であったとするならば，本件民事訴訟においても，本件民事訴訟提起時（平成 20 年 8 月 29 日）から口頭弁論終結時（平成 24 年 5 月 10 日）までにその額を確定して請求することが可能であったと認められる。

そうすると，亡 a が本件民事訴訟において仮設工事費等や賃料相当損害金を請求することができなかったという事情はなかったといえるから，仮設工事費等，賃料相当損害金の賠償請求権についても，既に時効により消滅していることになる。

(3) 申請人が亡 a から相続した損害賠償請求権と消滅時効の起算点・完成について

なお，当委員会として資料を精査しても，次のとおり本件民事訴訟における確定判決の判断と同一の結論に至った。

ア 前記第2の1(3)の各事実によれば、亡aは、平成13年7月ころには本件土木工事の際の地下水のくみ上げにより地下水位が低下して本件土地に地盤沈下が生じ、本件各建物に被害が生じている旨の記載された本件報告書を受領している上、その後もh弁護士を通じて本件改修工事による地盤の不等沈下を主張して被申請人の対応を求めるなどしていたところ、平成16年6月9日、j弁護士に委任して、本件報告書の記載内容に基づいて、本件土地の地盤沈下によって本件建物が損傷したことなどを理由として被申請人に対して損害賠償を求める本件調停を申し立てたのである。

イ このような経緯に照らすと、亡aは、本件土地の地盤沈下やこれに伴う本件各建物の損傷が存在すること、これらは被申請人が発注した本件改修工事（特に本件土木工事）に工法の選択等の誤りがあったため生じたと考えられることを、遅くとも、本件報告書を論拠に被申請人に対して損害の賠償を求める本件調停を申し立てた平成16年6月9日までには、加害者に対する賠償請求をすることが事実上可能な程度に認識していたと認めるのが相当である。

ウ したがって、亡aは、本件土木工事に起因する本件土地の地盤沈下やこれに伴う本件各建物の損傷に係る損害賠償請求権について、遅くとも平成16年6月9日までに「損害及び加害者を知った」といえるから、上記損害賠償請求権の消滅時効は、3年後の平成19年6月9日の経過により完成した。

エ なお、本件改修工事の騒音及び振動によって被った亡aの精神的苦痛に係る損害賠償請求権については、本件改修工事が終了した日を消滅時効の起算日と解するのが相当であり、前記第2の1(2)アの事実によれば、本件改修工事は平成13年12月には終了したことが認められる。

したがって、本件民事訴訟を提起した平成20年8月29日には消滅時効が完成していたことは明らかである。

オ 申請人は、申請人が高齢であることや申請人代理人が遠隔地に住んでいることから、被申請人と比べて証拠収集能力に違いがあり、これを消滅時効の起算日について考慮すべきである旨を主張する。しかし、前記第2の1(4)アの事実によれば、本件民事訴訟は既に本件調停において収集されていた証拠に基づいて提起されたと認められ、亡aや申請人らにおいて、本件調停不成立後速やかにこれらの証拠に基づき消滅時効中断の措置を講ずることは可能であったといえるから、申請人の主張は採用できない。

カ 被申請人は、本件民事訴訟において、消滅時効を援用した。

(4) 以上によれば、本件裁定申請のうち、申請人が亡aから相続した損害賠償請求の部分については、時効により消滅していることになる。

2 申請人固有の慰謝料請求と消滅時効の起算点・完成について

申請人は、本件改修工事の騒音及び振動によって被った申請人の精神的苦痛に係る損害の賠償を求めているが、これについては上記1(3)エと同様に本件改修工事が終了した日を消滅時効の起算日と解するのが相当である。また、被申請人が、第1回審問期日（平成26年4月17日）において、消滅時効を援用するとの意思表示をしたことは当裁定委員会に顕著である。

したがって、申請人固有の慰謝料請求権についても、消滅時効が完成し、消滅した。

3 結論

以上によれば、その余の争点を検討するまでもなく、本件裁定申請は理由がないから、棄却することとし、主文のとおり裁定する。

付言するに、本件は、市民である申請人と地方公共団体である被申請人との間のいわゆる近隣紛争である。紛争が深刻化した原因の一つとして、事前調査がなされていなかったため因果関係の存否が不明になったことを指摘することができるが、一方本件の証拠によれば、本件土地の地盤や本件各建物の基礎構造等の問題点の存在がうかがえる。そして、本件民事訴訟において消滅時効が

援用されるまでには訴訟外での話し合いが重ねられ、本件調停申請を経て複数回の口頭弁論期日等が開催されていたのであるから、和解による紛争解決がなされる可能性があった事案といえる。今後、dポンプ場の改修工事等を実施する場合においては、相手方の事情に十分配慮した対応をすることにより、申請人と被申請人との間で妥当な解決をし、紛争を発生させないことを望みたい。

平成26年6月5日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 松 森 宏

裁定委員 杉 野 翔 子

裁定委員 富 樫 茂 子

(別紙)

物 件 目 録

- 1 所 在 岩国市〇〇
地 番 ●●
地 目 宅地
地 積 5 5 4 . 9 8 m²

- 2 所 在 岩国市〇〇●●
家屋番号 ●●
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺二階建
床 面 積 1階 1 0 4 . 4 3 m²
2階 2 3 . 6 8 m²

- 3 所 在 岩国市〇〇●●
家屋番号 ●●
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 4 1 . 3 2 m²

- 4 所 在 岩国市〇〇●●
家屋番号 □□
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 5 7 . 6 2 m²